

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 阿川 淳子
同 菊地 雄太

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1191

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
Aコース証券100億米ドル(約1兆737億円)を上限とします。
Bコース証券100億米ドル(約1兆737億円)を上限とします。
Cコース証券100億豪ドル(約8,366億円)を上限とします。
Dコース証券100億豪ドル(約8,366億円)を上限とします。
Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,128億円)を上限とします。
Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,128億円)を上限とします。
Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約7,767億円)を上限とします。
Hコース証券100億NZドル(約7,767億円)を上限とします。

(注) 外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、平成30年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.37円、1豪ドル=83.66円、1ユーロ=131.28円、1NZドル=77.67円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

(注) 平成30年5月7日から、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の所在地は「東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング」に変更され、事務連絡者の電話番号は「03(6775)1106」に変更されます。以下同じです。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成30年1月10日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加または更新するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に追加または更新されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
5 運用状況		
（1）投資状況	1 ファンドの運用状況 （1）投資状況	更新
（3）運用実績	（2）運用実績	追加または更新
（4）販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
1 財務諸表		
第三部 特別情報		
第1 管理会社の概況	4 管理会社の概況	
1 管理会社の概況 （1）資本金の額	（1）資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	（2）事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 （4）訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 （3）その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2018年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	18,546,966,970	89.81
小計		18,546,966,970	89.81
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		2,105,098,517	10.19
合計(純資産総額)		20,652,065,487	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.37円、1豪ドル=83.66円、1ユーロ=131.28円、1ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)=77.67円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2018年2月末日現在および2018年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2017年3月末日	38,321,658	4,114,596,419	10.52	1,130
4月末日	38,213,843	4,103,020,323	10.66	1,145
5月末日	36,193,516	3,886,097,813	10.80	1,160
6月末日	36,369,698	3,905,014,474	11.12	1,194
7月末日	28,695,597	3,081,046,250	11.04	1,185
8月末日	28,226,052	3,030,631,203	10.99	1,180
9月末日	28,114,033	3,018,603,723	11.42	1,226
10月末日	26,418,232	2,836,525,570	11.92	1,280
11月末日	24,958,846	2,679,831,295	12.03	1,292
12月末日	25,002,226	2,684,489,006	12.37	1,328
2018年1月末日	24,178,353	2,596,029,762	12.27	1,317
2月末日	23,128,266	2,483,281,920	11.71	1,257

Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2017年3月末日	84,700,800	9,094,324,896	10.79	1,159
4月末日	81,814,711	8,784,445,520	10.94	1,175
5月末日	80,204,365	8,611,542,670	11.11	1,193
6月末日	79,205,195	8,504,261,787	11.46	1,230
7月末日	75,676,505	8,125,386,342	11.37	1,221
8月末日	70,961,817	7,619,170,291	11.33	1,217
9月末日	69,499,785	7,462,191,915	11.80	1,267
10月末日	65,623,935	7,046,041,901	12.34	1,325
11月末日	62,374,022	6,697,098,742	12.47	1,339
12月末日	62,254,498	6,684,265,450	12.85	1,380
2018年1月末日	62,544,722	6,715,426,801	13.00	1,396
2月末日	59,969,245	6,438,897,836	12.43	1,335

Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2017年3月末日	84,465,584	7,066,390,757	9.94	832
4月末日	84,018,287	7,028,969,890	10.05	841
5月末日	83,165,881	6,957,657,604	10.20	853
6月末日	83,961,187	7,024,192,904	10.49	878
7月末日	81,645,316	6,830,447,137	10.47	876
8月末日	80,623,049	6,744,924,279	10.43	873
9月末日	82,040,061	6,863,471,503	10.86	909
10月末日	82,319,399	6,886,840,920	11.33	948
11月末日	81,289,800	6,800,704,668	11.44	957
12月末日	80,057,044	6,697,572,301	11.76	984
2018年1月末日	77,628,232	6,494,377,889	11.70	979
2月末日	74,112,635	6,200,263,044	11.21	938

Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2017年3月末日	38,398,990	3,212,459,503	12.24	1,024
4月末日	38,996,513	3,262,448,278	12.41	1,038
5月末日	39,138,093	3,274,292,860	12.61	1,055
6月末日	38,622,461	3,231,155,087	13.00	1,088
7月末日	37,449,559	3,133,030,106	12.88	1,078
8月末日	36,871,409	3,084,662,077	12.86	1,076
9月末日	37,689,861	3,153,133,771	13.41	1,122
10月末日	36,729,132	3,072,759,183	14.03	1,174
11月末日	35,350,087	2,957,388,278	14.19	1,187
12月末日	34,550,175	2,890,467,641	14.60	1,221
2018年1月末日	34,378,607	2,876,114,262	14.76	1,235
2月末日	32,941,498	2,755,885,723	14.17	1,185

E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2017年3月末日	1,229,582	161,419,525	10.17	1,335
4月末日	1,236,996	162,392,835	10.28	1,350
5月末日	1,238,103	162,538,162	10.39	1,364
6月末日	1,239,662	162,742,827	10.65	1,398
7月末日	1,233,901	161,986,523	10.60	1,392
8月末日	1,105,560	145,137,917	10.54	1,384
9月末日	1,148,563	150,783,351	10.96	1,439
10月末日	1,179,012	154,780,695	11.43	1,501
11月末日	1,189,056	156,099,272	11.53	1,514
12月末日	1,218,591	159,976,626	11.84	1,554
2018年1月末日	1,207,339	158,499,464	11.76	1,544
2月末日	1,154,030	151,501,058	11.24	1,476

F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2017年3月末日	1,605,953	210,829,510	10.49	1,377
4月末日	1,661,621	218,137,605	10.62	1,394
5月末日	1,658,570	217,737,070	10.74	1,410
6月末日	1,666,667	218,800,044	11.02	1,447
7月末日	1,641,727	215,525,921	10.91	1,432
8月末日	1,251,742	164,328,690	10.86	1,426
9月末日	1,289,594	169,297,900	11.30	1,483
10月末日	1,335,610	175,338,881	11.80	1,549
11月末日	1,149,173	150,863,431	11.91	1,564
12月末日	1,158,427	152,078,297	12.24	1,607
2018年1月末日	1,166,162	153,093,747	12.35	1,621
2月末日	1,125,600	147,768,768	11.82	1,552

G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2017年3月末日	26,950,066	2,093,211,626	10.08	783
4月末日	26,942,928	2,092,657,218	10.21	793
5月末日	27,072,878	2,102,750,434	10.35	804
6月末日	27,235,114	2,115,351,304	10.64	826
7月末日	25,780,454	2,002,367,862	10.60	823
8月末日	25,415,496	1,974,021,574	10.59	823
9月末日	25,901,818	2,011,794,204	11.00	854
10月末日	25,930,045	2,013,986,595	11.50	893
11月末日	25,398,680	1,972,715,476	11.62	903
12月末日	25,662,475	1,993,204,433	11.93	927
2018年1月末日	25,191,523	1,956,625,591	11.85	920
2月末日	24,005,737	1,864,525,593	11.33	880

Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	NZドル	円	NZドル	円
2017年3月末日	9,586,325	744,569,863	12.09	939
4月末日	9,532,290	740,372,964	12.27	953
5月末日	9,557,861	742,359,064	12.47	969
6月末日	9,192,942	714,015,805	12.84	997
7月末日	8,645,532	671,498,470	12.73	989
8月末日	8,520,078	661,754,458	12.74	990
9月末日	8,559,287	664,799,821	13.26	1,030
10月末日	8,671,772	673,536,531	13.90	1,080
11月末日	8,711,002	676,583,525	14.07	1,093
12月末日	8,786,084	682,415,144	14.46	1,123
2018年1月末日	8,858,121	688,010,258	14.62	1,136
2月末日	8,431,764	654,895,110	14.00	1,087

分配の推移

2018年2月末日までの1年間における分配の推移は次のとおりです。

(1口当り)

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2017年3月	0.01	1.07	-	-
4月	0.01	1.07	-	-
5月	0.02	2.15	-	-
6月	0.02	2.15	-	-
7月	0.13	13.96	0.14	15.03
8月	0.02	2.15	-	-
9月	0.02	2.15	-	-
10月	0.02	2.15	-	-
11月	0.02	2.15	-	-
12月	0.02	2.15	-	-
2018年1月	0.25	26.84	-	-
2月	0.02	2.15	-	-

(1口当り)

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2017年3月	0.02	1.67	-	-
4月	0.02	1.67	-	-
5月	0.02	1.67	-	-
6月	0.02	1.67	-	-
7月	0.06	5.02	0.16	13.39
8月	0.02	1.67	-	-
9月	0.02	1.67	-	-
10月	0.02	1.67	-	-
11月	0.02	1.67	-	-
12月	0.02	1.67	-	-
2018年1月	0.19	15.90	-	-
2月	0.02	1.67	-	-

(1口当たり)

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2017年3月	0.01	1.31	-	-
4月	0.01	1.31	-	-
5月	0.01	1.31	-	-
6月	0.01	1.31	-	-
7月	0.07	9.19	0.13	17.07
8月	0.01	1.31	-	-
9月	0.01	1.31	-	-
10月	0.01	1.31	-	-
11月	0.01	1.31	-	-
12月	0.01	1.31	-	-
2018年1月	0.19	24.94	-	-
2月	0.01	1.31	-	-

(1口当たり)

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
2017年3月	0.02	1.55	-	-
4月	0.02	1.55	-	-
5月	0.02	1.55	-	-
6月	0.02	1.55	-	-
7月	0.08	6.21	0.15	11.65
8月	0.02	1.55	-	-
9月	0.02	1.55	-	-
10月	0.02	1.55	-	-
11月	0.02	1.55	-	-
12月	0.02	1.55	-	-
2018年1月	0.21	16.31	-	-
2月	0.02	1.55	-	-

(1口当たり)

		設定来累計 (2018年2月末日現在)
Aコース証券	米ドル	1.76
Bコース証券	米ドル	1.05
Cコース証券	豪ドル	2.73
Dコース証券	豪ドル	1.08
Eコース証券	ユーロ	1.52
Fコース証券	ユーロ	1.01
Gコース証券	NZドル	2.74
Hコース証券	NZドル	1.06

収益率の推移

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2017年3月1日～2018年2月末日	15.54%
Bコース証券		15.53%
Cコース証券		16.14%
Dコース証券		16.13%
Eコース証券		12.84%
Fコース証券		12.74%
Gコース証券		16.22%
Hコース証券		16.17%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格 + 上記の期間の分配金の合計額

b = 2017年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率（注）
Aコース証券	2009年	3.93%
	2010年	2.92%
	2011年	- 15.15%
	2012年	17.19%
	2013年	39.52%
	2014年	9.20%
	2015年	11.57%
	2016年	0.09%
	2017年	20.32%
	2018年	- 3.15%
Bコース証券	2009年	3.89%
	2010年	2.95%
	2011年	- 15.23%
	2012年	17.19%
	2013年	39.67%
	2014年	9.35%
	2015年	11.56%
	2016年	- 0.09%
	2017年	20.61%
	2018年	- 3.27%

Cコース証券	2009年	3.84%
	2010年	7.02%
	2011年	- 11.53%
	2012年	19.50%
	2013年	44.03%
	2014年	11.28%
	2015年	13.29%
	2016年	2.72%
	2017年	20.76%
	2018年	- 2.89%
Dコース証券	2009年	3.88%
	2010年	7.17%
	2011年	- 11.70%
	2012年	19.90%
	2013年	44.31%
	2014年	11.69%
	2015年	13.35%
	2016年	2.66%
	2017年	20.88%
	2018年	- 2.95%
Eコース証券	2009年	2.66%
	2010年	4.15%
	2011年	- 14.74%
	2012年	15.50%
	2013年	41.02%
	2014年	8.91%
	2015年	11.90%
	2016年	0.19%
	2017年	17.81%
	2018年	- 3.38%

Fコース証券	2009年	2.61%
	2010年	3.99%
	2011年	- 14.63%
	2012年	15.23%
	2013年	41.39%
	2014年	9.03%
	2015年	11.90%
	2016年	- 0.09%
	2017年	17.92%
	2018年	- 3.43%
Gコース証券	2009年	2.27%
	2010年	5.75%
	2011年	- 13.50%
	2012年	18.20%
	2013年	43.64%
	2014年	12.54%
	2015年	14.55%
	2016年	2.37%
	2017年	21.09%
	2018年	- 3.10%
Hコース証券	2009年	2.35%
	2010年	5.79%
	2011年	- 13.62%
	2012年	18.29%
	2013年	44.05%
	2014年	12.83%
	2015年	14.63%
	2016年	2.52%
	2017年	21.24%
	2018年	- 3.18%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

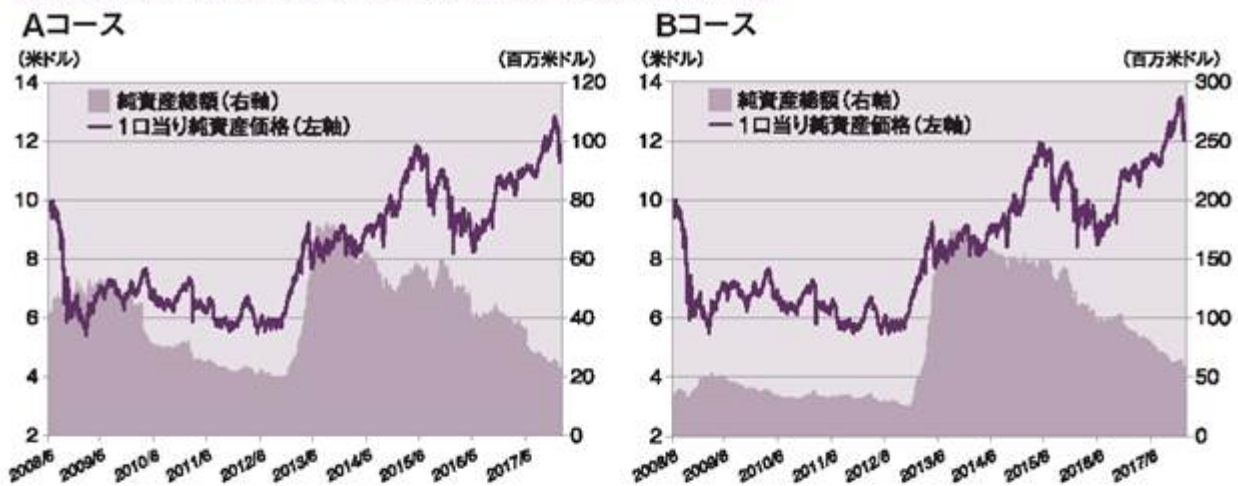
a = 暦年末(2018年については2月末日)の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2018年2月末日現在)



分配の推移 (単位:米ドル、1口当り、課税前)

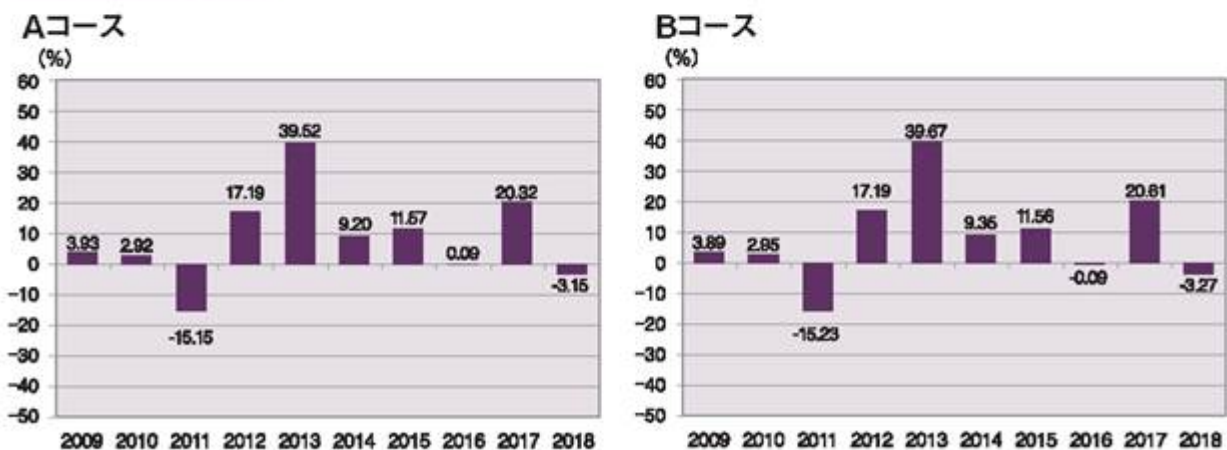
Aコース

2017年 10月	0.02
2017年 11月	0.02
2017年 12月	0.02
2018年 1月	0.25
2018年 2月	0.02
直近1年累計	0.56
設定来累計	1.76

Bコース

2013年 7月	0.10
2014年 7月	0.08
2015年 7月	0.08
2016年 7月	0.14
2017年 7月	0.14
設定来累計	1.05

収益率の推移 (暦年ベース) ※2018年は2月末まで

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

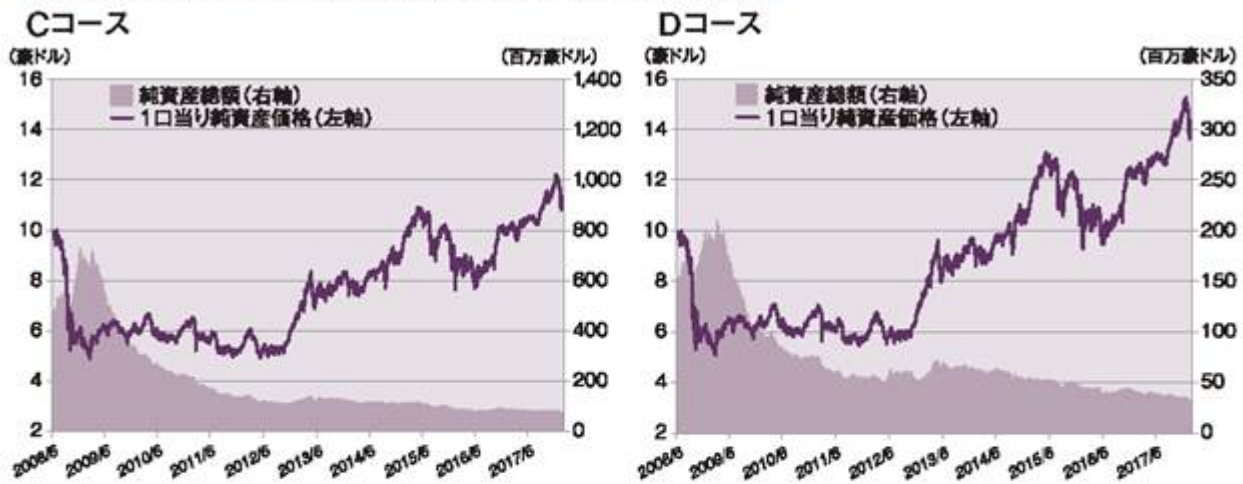
a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2018年2月末日現在)

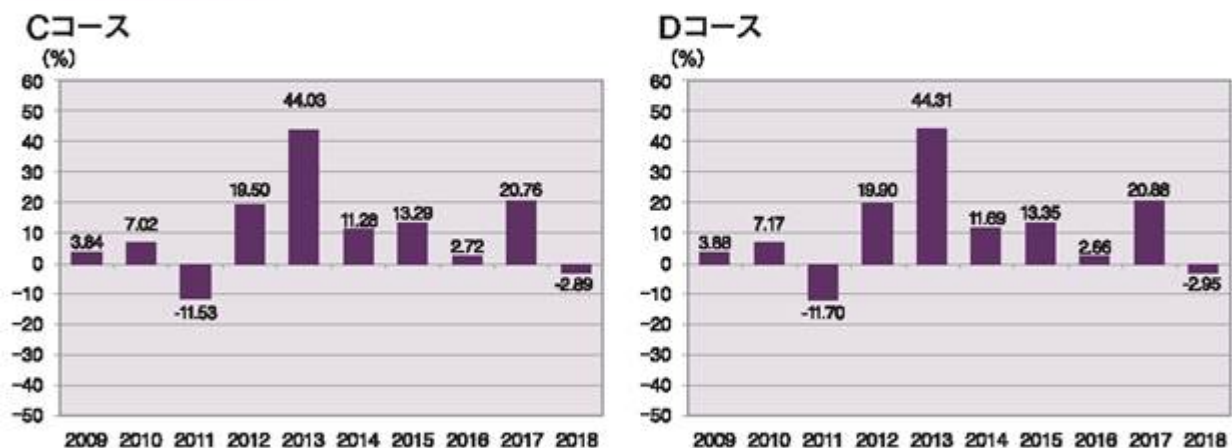


分配の推移 (単位: 豪ドル、1口当り、課税前)

年月	分配額
2017年 10月	0.02
2017年 11月	0.02
2017年 12月	0.02
2018年 1月	0.19
2018年 2月	0.02
直近1年累計	0.45
設定来累計	2.73

年月	分配額
2013年 7月	0.10
2014年 7月	0.09
2015年 7月	0.09
2016年 7月	0.16
2017年 7月	0.16
設定来累計	1.08

収益率の推移 (暦年ベース) ※2018年は2月末まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2018年2月末日現在)

Eコース



Fコース



分配の推移

(単位:ユーロ、1口当り、課税前)

Eコース

2017年 10月	0.01
2017年 11月	0.01
2017年 12月	0.01
2018年 1月	0.19
2018年 2月	0.01
直近1年累計	0.36
設定来累計	1.52

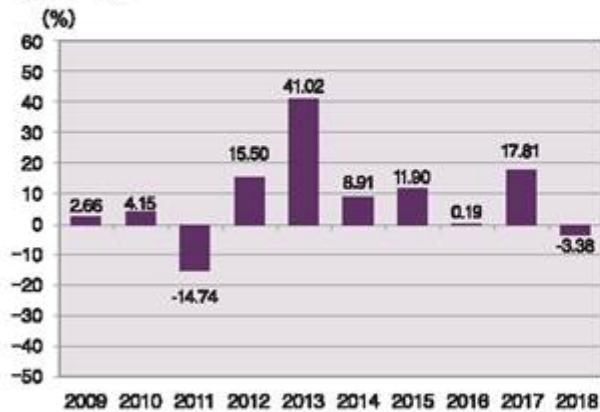
Fコース

2013年 7月	0.09
2014年 7月	0.08
2015年 7月	0.08
2016年 7月	0.14
2017年 7月	0.13
設定来累計	1.01

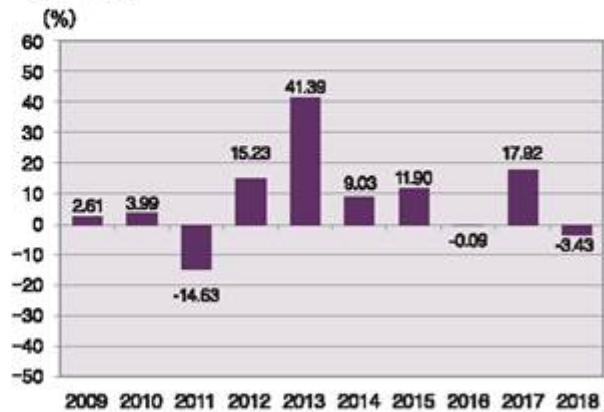
収益率の推移

(暦年ベース) ※2018年は2月末まで

Eコース



Fコース



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

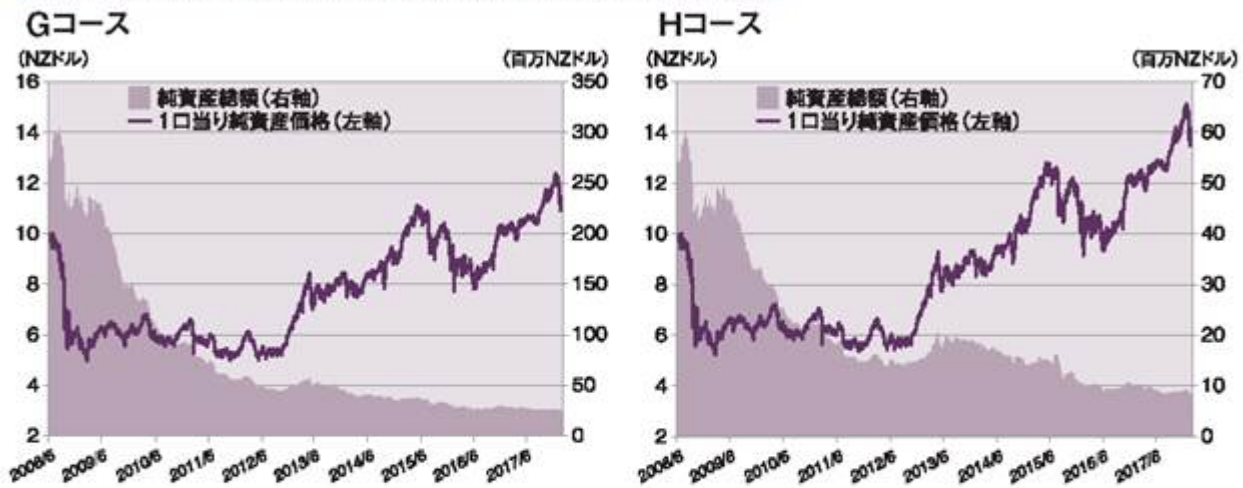
a = 暦年末の1口当り純資産価格 (当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格 (分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2018年2月末日現在)

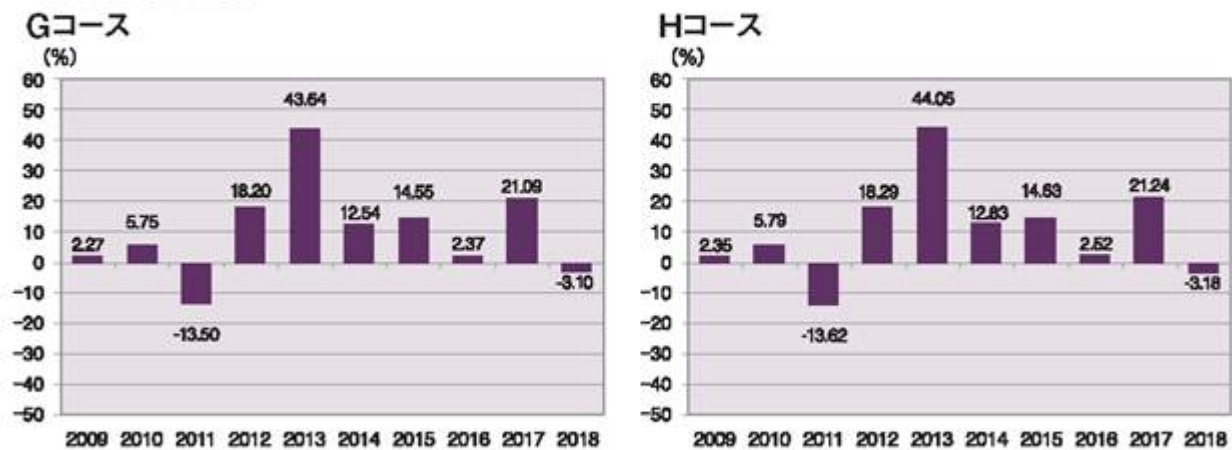


分配の推移 (単位:NZドル、1口当り、課税前)

年月	分配額
2017年 10月	0.02
2017年 11月	0.02
2017年 12月	0.02
2018年 1月	0.21
2018年 2月	0.02
直近1年累計	0.49
設定来累計	2.74

年月	分配額
2013年 7月	0.10
2014年 7月	0.09
2015年 7月	0.09
2016年 7月	0.15
2017年 7月	0.15
設定来累計	1.06

収益率の推移 (暦年ベース) ※2018年は2月末まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2018年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	22,475 (22,475)	1,803,090 (1,803,090)	1,974,377 (1,974,377)
Bコース証券	244,065 (244,065)	3,373,235 (3,373,235)	4,824,266 (4,824,266)
Cコース証券	29,565 (29,565)	2,043,426 (2,043,426)	6,613,337 (6,613,337)
Dコース証券	145,120 (145,120)	1,032,952 (1,032,952)	2,325,387 (2,325,387)
Eコース証券	300 (300)	18,250 (18,250)	102,664 (102,664)
Fコース証券	13,430 (13,430)	69,230 (69,230)	95,260 (95,260)
Gコース証券	800 (800)	603,000 (603,000)	2,118,094 (2,118,094)
Hコース証券	9,525 (9,525)	202,100 (202,100)	602,253 (602,253)

(注) ()の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本文中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

純資産計算書
2018年1月10日現在
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 15,697,280,803円)	2	21,202,979,150
銀行預金		2,263,504,479
先物契約未実現利益	12	103,235,000
先渡為替契約未実現利益	11	169,263,211
デリバティブに係る未収証拠金		229,373,600
未収収益		23,681,566
ファンド証券発行未収金		1,699,729
資産合計		<u>23,993,736,735</u>
負債		
先渡為替契約未実現損失	11	54,314,029
預金に係る利息		120,471
ファンド証券買戻未払金		127,813,294
未払費用	8	74,748,067
負債合計		<u>256,995,861</u>
純資産		<u><u>23,736,740,874</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	12.88	2,021,571	26,038,159
Bコース証券(米ドル)	13.38	4,781,436	63,973,765
Cコース証券(豪ドル)	12.23	6,773,569	82,834,501
Dコース証券(豪ドル)	15.19	2,367,417	35,963,213
Eコース証券(ユーロ)	12.31	102,964	1,267,622
Fコース証券(ユーロ)	12.73	94,260	1,199,945
Gコース証券(NZドル)	12.41	2,135,044	26,487,344
Hコース証券(NZドル)	15.04	607,418	9,134,761

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2018年1月10日に終了した期間

A コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,739,226
発行受益証券数	4,300
買戻受益証券数	(721,955)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,021,571</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	6,816,790
発行受益証券数	73,300
買戻受益証券数	(2,108,654)
期末現在発行済受益証券数	<u>4,781,436</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	7,929,921
発行受益証券数	5,105
買戻受益証券数	(1,161,457)
期末現在発行済受益証券数	<u>6,773,569</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,959,354
発行受益証券数	37,530
買戻受益証券数	(629,467)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,367,417</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	116,414
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(13,450)
期末現在発行済受益証券数	<u>102,964</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	151,270
発行受益証券数	1,650
買戻受益証券数	(58,660)
期末現在発行済受益証券数	<u>94,260</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	2,544,134
発行受益証券数	700
買戻受益証券数	(409,790)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,135,044</u>

Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	698,038
発行受益証券数	6,600
買戻受益証券数	(97,220)
期末現在発行済受益証券数	<u>607,418</u>

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

財務書類に対する注記

2018年1月10日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて株式会社として設立されルクセンブルグ大公国エスペランジュに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項で定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(「2010年法」)のパート 1 の下で適格であり、2013年法の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドである。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、および
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドの存続期間は、当初2014年7月10日までの予定で設定されていたが、5年延長され2019年7月10日までとなり、さらに5年延長され2024年7月10日までとなった。ただし、ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

ファンドは、参照インデックスとして東証株価指数(「TOPIX」)を用いる。ただし、各コース証券のパフォーマンスはそれぞれの表示通貨ベースで見た場合、参照インデックスのパフォーマンスと必ずしも一致するものではない。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) オープン・エンド型の投資信託の受益証券は、報告された直近の純資産価格で評価される。
- (f) 残存期間1年以内の短期金融商品は、()市場価格または()市場価格が入手できない場合または適切でない場合には、償却原価で評価される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却された有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益(純額)に含まれる。

2018年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01139豪ドル

1円 = 0.00746ユーロ

1円 = 0.01242NZドル

1円 = 0.00891米ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

注8 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	29,215,985
代行協会員報酬	29,193,708
管理事務代行報酬	5,255,480
保管報酬	1,753,094
管理報酬	1,753,029
現金支出費	1,166,967
専門家報酬	3,102,138
年次税	3,307,666
未払費用	<u>74,748,067</u>

注9 - 分配

A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。なお、1月と7月には各コース証券の純資産価格水準を勘案して追加的に分配を行う予定である。

B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、分配を行う予定である。当日が評価日でない場合は、その直前の評価日現在の受益者に対して分配を行う。

分配後のファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額の日本円相当額を下回る場合には分配は行うことができない。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2018年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額370,489,926円を(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税(*taxe d'abonnement*)を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2018年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
豪ドル	57,082,179	日本円	4,917,253,728	2018年1月22日	92,772,348
NZドル	16,389,969	日本円	1,288,950,828	2018年1月23日	29,463,775
豪ドル	55,288,778	日本円	4,820,308,881	2018年2月8日	27,632,881
NZドル	16,296,584	日本円	1,292,122,415	2018年2月8日	17,393,806
ユーロ	1,165,686	日本円	155,604,174	2018年1月22日	657,221
ユーロ	1,203,425	日本円	161,666,757	2018年2月8日	(324,598)
米ドル	41,747,596	日本円	4,696,333,178	2018年1月22日	(12,869,423)
米ドル	41,149,035	日本円	4,648,361,085	2018年2月8日	(36,116,764)
日本円	23,975,740	豪ドル	270,410	2018年1月22日	242,192
日本円	26,155,503	米ドル	232,156	2018年2月8日	133,924
日本円	17,395,684	米ドル	153,974	2018年1月22日	122,044
日本円	12,754,027	米ドル	112,696	2018年1月22日	111,129
日本円	24,694,461	米ドル	219,413	2018年2月8日	101,226
日本円	23,116,903	米ドル	205,602	2018年2月8日	71,633
日本円	10,901,740	豪ドル	123,681	2018年2月8日	56,840
日本円	15,240,247	米ドル	135,387	2018年1月22日	51,770
日本円	9,572,688	NZドル	118,558	2018年2月8日	45,909
日本円	14,037,969	米ドル	124,841	2018年2月8日	44,893
日本円	5,167,875	米ドル	45,728	2018年2月8日	42,301
日本円	5,681,130	NZドル	70,112	2018年1月23日	41,276
日本円	7,903,760	米ドル	70,092	2018年1月22日	40,384
日本円	4,350,395	米ドル	38,443	2018年1月22日	37,647
日本円	10,997,992	米ドル	97,843	2018年1月22日	21,390
日本円	4,148,329	米ドル	36,788	2018年1月22日	21,196
日本円	10,483,252	豪ドル	119,386	2018年2月8日	14,985
日本円	1,456,156	豪ドル	16,423	2018年1月22日	14,709
日本円	2,815,268	ユーロ	20,908	2018年2月8日	12,076
日本円	7,061,725	豪ドル	80,420	2018年2月8日	10,095
日本円	1,396,370	米ドル	12,359	2018年1月22日	9,796
日本円	1,030,604	豪ドル	11,643	2018年2月8日	9,621
日本円	1,611,338	豪ドル	18,258	2018年1月22日	8,784
日本円	15,486,048	豪ドル	176,534	2018年2月8日	6,820
日本円	12,178,404	豪ドル	138,828	2018年2月8日	5,364
日本円	170,485	ユーロ	1,249	2018年1月22日	2,960
日本円	695,940	米ドル	6,189	2018年2月8日	2,157

日本円	239,241	ユーロ	1,772	2018年2月8日	1,563
日本円	819,688	ユーロ	6,105	2018年2月8日	1,184
日本円	198,613	NZドル	2,473	2018年2月8日	(159)
日本円	1,015,516	ユーロ	7,606	2018年2月8日	(4,295)
日本円	2,347,882	豪ドル	26,833	2018年2月8日	(4,995)
日本円	1,144,894	NZドル	14,312	2018年1月23日	(6,444)
日本円	687,098	NZドル	8,671	2018年1月23日	(10,465)
日本円	931,548	NZドル	11,846	2018年1月23日	(21,393)
日本円	5,074,043	NZドル	63,572	2018年2月8日	(34,318)
日本円	2,789,414	NZドル	35,204	2018年1月23日	(42,457)
日本円	9,252,639	NZドル	115,672	2018年1月23日	(52,074)
日本円	2,821,730	NZドル	35,862	2018年1月23日	(63,080)
日本円	8,809,624	豪ドル	101,203	2018年2月8日	(64,261)
日本円	3,709,890	NZドル	47,210	2018年1月23日	(87,732)
日本円	42,391,167	米ドル	378,984	2018年1月22日	(125,258)
日本円	9,737,541	豪ドル	113,324	2018年1月22日	(208,817)
日本円	64,693,570	米ドル	579,269	2018年2月8日	(234,651)
日本円	11,878,849	豪ドル	138,245	2018年1月22日	(254,737)
日本円	17,940,479	豪ドル	208,139	2018年1月22日	(327,669)
日本円	174,447,573	豪ドル	2,023,885	2018年1月22日	(3,186,151)
NZドル	30,124	日本円	2,370,253	2018年1月23日	52,987
米ドル	10,677	日本円	1,192,508	2018年2月8日	4,325
米ドル	3,726	日本円	419,456	2018年1月22日	(1,425)
ユーロ	4,891	日本円	660,023	2018年1月22日	(4,372)
豪ドル	47,281	日本円	4,151,783	2018年2月8日	(5,935)
ユーロ	3,749	日本円	511,454	2018年1月22日	(8,880)
豪ドル	56,967	日本円	5,027,375	2018年1月22日	(27,406)
米ドル	490,453	日本円	55,199,383	2018年2月8日	(226,270)
					114,949,182

注12 - 先物契約

2018年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	110	TOPIX先物取引	2018年3月	2,082,850,000	103,235,000
				2,082,850,000	103,235,000
					103,235,000

注13 - 税引後のファンドの当期実績

2018年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、3,693,080,855円の利益であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して370,489,926円の分配を行った。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

投資株式明細表

投資有価証券明細表

2018年1月10日現在

(日本円で表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
145,000	三井住友フィナンシャルグループ	597,792,390	750,665,000	3.17
591,200	日産自動車	624,355,912	683,722,800	2.89
777,500	三菱UFJフィナンシャル・グループ	415,964,618	681,712,000	2.88
212,700	NTTドコモ	448,174,943	570,567,750	2.40
724,700	JXTGホールディングス	368,329,620	562,439,670	2.37
146,300	日本たばこ産業	438,994,961	532,385,700	2.24
268,400	三井物産	398,070,920	519,354,000	2.19
84,500	東京海上ホールディングス	257,995,517	458,750,500	1.93
65,200	武田薬品工業	328,369,155	434,623,200	1.83
91,300	小松製作所	209,160,107	401,720,000	1.69
72,400	日本電信電話	152,091,368	389,222,400	1.64
167,800	伊藤忠商事	230,422,097	368,321,000	1.55
98,000	SUBARU	376,533,763	361,620,000	1.52
78,900	SOMPOホールディングス	242,256,147	359,862,900	1.52
166,000	三菱電機	224,649,364	336,399,000	1.42
39,700	トヨタ自動車	237,284,335	305,928,200	1.29
66,000	大和ハウス工業	161,346,981	299,112,000	1.26
441,200	ヤマダ電機	250,231,843	279,720,800	1.18
147,500	日立金属	202,864,968	244,260,000	1.03
149,300	アマダホールディングス	159,090,095	241,418,100	1.02
74,200	LIXILグループ	133,031,537	231,504,000	0.98
336,000	ふくおかフィナンシャルグループ	169,208,794	230,496,000	0.97
29,600	豊田自動織機	187,268,278	228,808,000	0.96
74,500	日立キャピタル	164,352,650	226,480,000	0.95
109,100	オリックス	192,075,337	223,873,200	0.94
173,300	三菱ケミカルホールディングス	96,039,684	223,383,700	0.94
220,000	千葉銀行	152,597,819	221,100,000	0.93
248,100	三菱自動車工業	205,645,098	220,064,700	0.93
41,800	大塚ホールディングス	158,545,978	212,469,400	0.90
188,000	コニカミノルタ	251,413,590	211,500,000	0.89
89,800	日本碍子	183,379,630	204,025,600	0.86
138,500	アステラス製薬	128,347,112	202,210,000	0.85
60,900	三菱商事	124,074,114	198,594,900	0.84
100,000	いすゞ自動車	127,922,331	196,050,000	0.83
38,800	電通	196,677,128	190,702,000	0.80
11,300	村田製作所	161,286,094	176,732,000	0.74
26,700	アイシン精機	133,541,385	176,220,000	0.74
192,000	日立製作所	96,835,921	176,160,000	0.74
31,500	住友金属鉱山	89,014,493	171,454,500	0.72
38,500	DIC	67,344,791	168,630,000	0.71
95,100	パナソニック	91,611,077	165,331,350	0.70
31,600	東京応化工業	122,582,110	162,424,000	0.68
80,800	住友電気工業	114,049,901	159,782,000	0.67
50,000	第一三共	123,716,753	158,350,000	0.67
54,900	日本特殊陶業	115,952,762	156,519,900	0.66
35,900	キヤノン	142,766,208	155,518,800	0.66
54,800	セイコーエプソン	127,535,810	151,576,800	0.64

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
68,900	積水ハウス	111,636,207	146,240,250	0.62
67,200	ソニーフィナンシャルホールディングス	119,470,108	143,337,600	0.60
10,900	ローム	100,402,707	140,392,000	0.59
102,700	ダイセル	103,589,853	139,980,100	0.59
39,500	サトーホールディングス	86,535,420	138,447,500	0.58
20,400	エービーシー・マート	131,827,972	135,252,000	0.57
38,000	エクセディ	122,467,086	133,380,000	0.56
65,100	住友商事	97,592,230	130,460,400	0.55
27,600	三井住友トラスト・ホールディングス	118,475,110	129,471,600	0.55
175,900	コンコルディア・フィナンシャル グループ	95,669,755	127,703,400	0.54
31,100	M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス	109,149,611	121,196,700	0.51
5,500	東京エレクトロン	39,094,780	120,285,000	0.51
27,900	青山商事	116,788,873	119,412,000	0.50
26,800	日本航空	98,144,062	118,563,200	0.50
22,800	太陽ホールディングス	74,081,686	118,560,000	0.50
28,900	本田技研工業	96,676,952	118,547,800	0.50
51,300	J S R	98,701,586	118,451,700	0.50
23,300	アズビル	46,883,439	117,432,000	0.49
26,200	ピジョン	105,621,531	116,590,000	0.49
44,000	リゾートトラスト	94,762,695	114,136,000	0.48
52,600	ジェイ エイ シー リクルートメント	89,967,454	113,247,800	0.48
75,100	東北電力	105,566,989	113,175,700	0.48
153,700	りそなホールディングス	86,461,626	111,417,130	0.47
54,600	スター精密	52,022,668	110,783,400	0.47
16,600	トレンドマイクロ	73,223,643	109,560,000	0.46
44,700	東海理化電機製作所	93,417,341	108,352,800	0.46
111,000	椿本チエイン	104,727,738	104,895,000	0.44
118,700	東急不動産ホールディングス	65,119,559	102,438,100	0.43
38,900	大日本印刷	89,459,337	99,778,500	0.42
70,400	エヌ・ティ・ティ都市開発	71,630,603	98,700,800	0.42
31,300	日本電気	91,195,435	98,282,000	0.41
21,000	あおぞら銀行	74,832,449	96,285,000	0.41
55,900	カシオ計算機	97,649,306	95,980,300	0.40
13,800	日鉄住金物産	63,164,645	95,496,000	0.40
45,800	三井造船	77,462,554	93,248,800	0.39
50,100	日本精工	70,920,594	92,785,200	0.39
5,700	光通信	45,743,268	92,739,000	0.39
27,400	パルグループホールディングス	88,549,304	92,475,000	0.39
56,300	三和ホールディングス	47,431,267	89,179,200	0.38
17,100	旭硝子	75,177,077	86,013,000	0.36
15,000	阪和興業	28,999,499	81,600,000	0.34
72,800	伊藤忠エネクス	70,934,760	80,662,400	0.34
9,200	西日本旅客鉄道	48,769,019	79,074,000	0.33
3,600	大東建託	39,306,914	77,580,000	0.33
38,100	T & Dホールディングス	61,115,684	77,285,850	0.33
17,300	三菱重工業	101,043,126	74,995,500	0.32
15,000	日立ハイテクノロジーズ	70,440,332	73,425,000	0.31
5,800	しまむら	77,301,734	71,746,000	0.30
80,000	レオパレス21	51,665,339	70,240,000	0.30
48,700	関西電力	67,415,406	69,860,150	0.29
11,200	テクノプロ・ホールディングス	35,939,211	69,104,000	0.29
14,600	デンカ	25,822,995	67,233,000	0.28
34,700	カカコム	56,488,127	66,658,700	0.28

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
49,500	ライト工業	54,896,297	64,696,500	0.27
20,800	スターツコーポレーション	33,626,938	62,816,000	0.26
22,900	かんぼ生命保険	54,076,414	62,700,200	0.26
49,400	中国電力	72,863,256	61,848,800	0.26
35,000	マックス	36,623,281	56,595,000	0.24
63,000	住友化学	25,213,474	54,621,000	0.23
103,800	スカパーJSATホールディングス	48,676,937	54,598,800	0.23
25,400	理想科学工業	50,872,818	54,483,000	0.23
64,000	住友倉庫	39,938,955	53,504,000	0.23
10,000	因幡電機産業	28,851,442	53,500,000	0.23
18,000	協和エクシオ	22,027,498	53,172,000	0.22
131,300	セブン銀行	46,368,286	52,388,700	0.22
144,200	双日	44,582,267	51,912,000	0.22
8,700	メイテック	19,314,110	51,678,000	0.22
20,900	コーエーテックモホールディングス	32,759,368	50,285,400	0.21
19,800	日本ユニシス	26,029,441	47,638,800	0.20
17,800	SBIホールディングス	27,987,846	47,561,600	0.20
127,200	カブドットコム証券	43,433,170	46,936,800	0.20
21,400	日本製紙	36,096,288	46,245,400	0.19
9,000	伊藤忠テクノソリューションズ	17,880,997	45,360,000	0.19
16,300	パーク24	47,741,830	44,971,700	0.19
17,400	ユー・エス・エス	31,950,541	42,925,800	0.18
32,300	りらいあコミュニケーションズ	33,061,532	42,894,400	0.18
128,900	日本軽金属ホールディングス	24,429,161	42,150,300	0.18
29,000	ベルシステム24ホールディングス	40,819,623	40,455,000	0.17
17,600	アサヒホールディングス	29,230,244	38,649,600	0.16
17,800	アルプス技研	33,983,860	38,198,800	0.16
19,100	鴻池運輸	27,681,492	37,760,700	0.16
23,900	旭化成	17,214,025	36,495,300	0.15
8,200	アイカ工業	18,878,112	34,645,000	0.15
20,000	稲畑産業	23,581,794	34,500,000	0.15
40,100	センコーグループホールディングス	30,800,246	32,882,000	0.14
44,200	北越紀州製紙	28,266,256	30,011,800	0.13
8,000	ワコールホールディングス	26,311,968	28,240,000	0.12
5,900	ポーラ・オルビスホールディングス	10,019,339	23,747,500	0.10
9,800	協和発酵キリン	16,786,173	22,275,400	0.09
2,500	大塚商会	11,601,346	22,100,000	0.09
8,700	S Gホールディングス	14,094,000	20,044,800	0.08
5,300	古河機械金属	12,243,843	13,515,000	0.06
4,400	大阪瓦斯	9,134,180	10,071,600	0.04
		15,697,280,803	21,202,979,150	89.33
	日本合計	15,697,280,803	21,202,979,150	89.33
	公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	15,697,280,803	21,202,979,150	89.33
	投資合計	15,697,280,803	21,202,979,150	89.33

(1)「数量」は、株式数を意味する。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2018年1月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
金融	21.42
一般消費財・サービス	15.33
資本財・サービス	14.49
情報技術	12.51
素材	9.52
電気通信サービス	4.04
エネルギー	3.80
ヘルスケア	3.68
生活必需品	3.13
公益事業	1.41
	<hr/>
	89.33
	<hr/>
投資合計	89.33
	<hr/> <hr/>

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(2018年2月末日現在)

資本金の額	375,000ユーロ(約4,923万円)
発行済株式総数	15株(1株25,000ユーロ(約328万円))

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社です。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所(同所にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 投資信託(以下「UCI」といいます。)の運用に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年12月17日法」といいます。)の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」といいます。)に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外におけるUCIの追加的管理を行うこと
- (b) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年7月12日法」といいます。)の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、以下の業務を提供しません。

- (1) 顧客毎の一任運用
- (2) 投資顧問業務
- (3) 投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しております。管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法に基づくファンド資産の保管業務および保管受託銀行のその他の業務ならびにファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2018年1月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額は約1.3兆円です。

(2018年1月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	3,781,824,519.07米ドル
		2	2,428,124,286.66豪ドル
		1	122,356,558.31カナダドル
		1	542,279,476.99ニュージーランドドル
		1	51,467,850.76英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,196,301,756.95米ドル
		6	136,835,214.12ユーロ
		14	268,185,850,951円
		9	641,917,508.93豪ドル
		4	48,215,014.89カナダドル
		5	241,369,073.44ニュージーランドドル
		3	14,678,556.13英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	8	551,716,683.55米ドル
		1	306,693,654.30南アフリカ・ランド
		7	12,395,725,052円
		4	554,678,696.50豪ドル
		3	171,826,241.70ニュージーランドドル

(注) 外貨の円貨換算は、2018年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.79円、1豪ドル=87.79円、1ユーロ=135.08円、1英ポンド=153.97円、1NZドル=79.86円、1カナダドル=88.20円、1南アフリカ・ランド=9.08円)によります。

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における承認された法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2018年2月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.28円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスタ

2017年5月30日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 30, 2017

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2017年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2017年3月31日		2016年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有される投資	10	4,000,567	525,194		
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		341,652	44,852	313,374	41,140
銀行預金および手元現金	9	4,645,136	609,813	8,070,010	1,059,431
		4,986,788	654,666	8,383,384	1,100,571
前払費用		18,750	2,462	18,750	2,462
資産合計		9,006,105	1,182,321	8,402,134	1,103,032
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	49,230	375,000	49,230
準備金		652,500	85,660	1,002,500	131,608
1. 法定準備金	4	37,500	4,923	37,500	4,923
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	4				
b) その他配当不可能準備金		615,000	80,737	965,000	126,685
繰越損益	4	6,961,171	913,863	6,054,617	794,850
当期損益		497,040	65,251	556,554	73,064
		8,485,711	1,114,004	7,988,671	1,048,753
引当金					
納税引当金	5	302,559	39,720	215,740	28,322
		302,559	39,720	215,740	28,322
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	186,363	24,466	176,999	23,236
その他債務					

a) 税務当局	12,059	1,583	9,513	1,249
b) 社会保障当局	19,413	2,549	11,211	1,472
	<u>217,835</u>	<u>28,597</u>	<u>197,723</u>	<u>25,957</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,006,105</u>	<u>1,182,321</u>	<u>8,402,134</u>	<u>1,103,032</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2017年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2017年3月31日		2016年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	7、9	1,452,281	190,655	1,518,398	199,335
6.人件費		(827,098)	(108,581)	(818,475)	(107,449)
a)給与および賃金	8	(756,938)	(99,371)	(744,856)	(97,785)
b)社会保障費	8	(70,160)	(9,211)	(73,619)	(9,665)
)年金関連		(42,766)	(5,614)	(44,318)	(5,818)
)その他社会保障費		(27,394)	(3,596)	(29,301)	(3,847)
8.その他営業費用		(25,000)	(3,282)	(25,000)	(3,282)
10.固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b)その他収益		1,999	262	2,500	328
11.その他未収利息および類似収益					
a)関連事業から派生する金額				4,799	630
b)その他利息および類似収益		31,710	4,163	8,877	1,165
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	9	(15,419)	(2,024)	(5,214)	(684)
b)その他利息および類似費用		(34,079)	(4,474)	(17,864)	(2,345)
15.損益に係る税金	5	(82,539)	(10,836)	(101,703)	(13,352)
16.税引後損益		501,855	65,884	566,318	74,346
17.1から16に表示されないその他税金		(4,815)	(632)	(9,764)	(1,282)
18.当期利益		497,040	65,251	556,554	73,064

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2017年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

前年度の組替再表示

2016年3月31日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために組替再表示されている。組替再表示は当期利益に影響しない。

注3 - 払込済資本金

2017年3月31日および2016年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617
前期の損益			556,554
富裕税準備金の純取崩し		(525,000)	525,000
富裕税準備金		175,000	(175,000)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税(「NWT」)の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、NWT最低額(前年度の法人所得税(「CIT」)控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースのNWTと比較することにより、会社が所定の年度におけるNWTを軽減できる旨を定めた通達(circular I. Fort n 51)(「通達」)を2016年7月25日に公表した。NWTとして、会社は、前述の金額(控除後のNWT最低額)または連結納税ベースのNWTのうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2017年3月31日現在、配当不可能準備金は合計615,000ユーロ(2016年3月31日:965,000ユーロ)であり、これは、2011年から2016年までの間に富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2016年6月14日に行われた年次総会により、2010年の富裕税準備金の全額である365,000ユーロが取り崩され、2015年の富裕税が160,000ユーロ減少され、2016年度の富裕税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、ルクセンブルグの所得税法第164bis条に定める連結納税制度(連結グループ)を利用しており、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーが、2008年度以降連結グループの筆頭となっている。

注6 - 債務

2017年3月31日および2016年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総損益

2017年3月31日および2016年3月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2017年3月31日 (ユーロ)	2016年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,587,246	1,790,911
リスク管理報酬	87,500	50,516
その他報酬	29,502	
その他対外費用	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

2017年3月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬103,187ユーロ(2016年3月31日:117,000ユーロ)、海外規制費用48,138ユーロ(2016年3月31日:95,695ユーロ)、監査報酬30,701ユーロ(2016年3月31日:29,550ユーロ)、弁護士報酬21,629ユーロ(2016年3月31日:4,236ユーロ)およびその他費用48,312ユーロ(2016年3月31日:76,548ユーロ)により構成されている。

注8 - スタッフ

2017年3月31日および2016年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2017年3月31日および2016年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「銀行」との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2017年3月31日および2016年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ(付加価値税を除く。)が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 金融資産

固定資産として保有される投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有される投資の増減の概要は、以下のとおりである。

	2017年3月31日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	
期中取得額	4,000,567
期中処分額	
期末現在	<u>4,000,567</u>
評価調整	
期首現在	
期中評価調整繰戻額	
期末現在	<u>4,000,567</u>
期末現在純評価額	<u>4,000,567</u>
期末現在市場価格	<u>4,000,567</u>

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2017年3月31日現在、約11,871百万ユーロである(2016年:12,536百万ユーロ)。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>March 31, 2017</i>	<i>March 31, 2016</i>
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10	4,000,567	---
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		341,652	313,374
Cash at bank and in hand	9	4,645,136	8,070,010
		4,986,788	8,383,384
PREPAYMENTS			
		18,750	18,750
TOTAL (ASSETS)			
		9,006,105	8,402,134
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital			
	3	375,000	375,000
Reserves			
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve	4		
b) other non available reserves		615,000	965,000
Profit or loss brought forward	4	6,961,171	6,054,617
Profit or loss for the financial year		497,040	556,554
		8,485,711	7,988,671
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	302,559	215,740
		302,559	215,740
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	186,363	176,999
Other creditors			
a) Tax authorities		12,059	9,513
b) Social security authorities		19,413	11,211
		217,835	197,723
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)			
		9,006,105	8,402,134

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Accounts
for the year ended March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>March 31, 2017</i>	<i>March 31, 2016</i>
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,452,281	1,518,398
6. Staff costs		(827,098)	(818,475)
a) salaries and wages	8	(756,938)	(744,856)
b) social security costs	8	(70,160)	(73,619)
<i>i) relating to pensions</i>		(42,766)	(44,318)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,394)	(29,301)
8. Other operating expenses		(25,000)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		1,999	2,500
11. Other interest receivable and similar income			
a) derived from affiliated undertakings		---	4,799
b) other interest and similar income		31,710	8,877
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,419)	(5,214)
b) other interest and similar expenses		(34,079)	(17,864)
15. Tax on profit or loss	5	(82,539)	(101,703)
16. Profit or loss after taxation		501,855	566,318
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,815)	(9,764)
18. Profit for the financial year		<u>497,040</u>	<u>556,554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Reclassification of prior year figures

Comparative figures as of March 31, 2016 have been reclassified to allow proper comparison. Reclassifications made have no impact on the profit for the financial year.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2017 and 2016, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
------------------	-------------------	--------------------------------------

	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
Previous year 's profit or loss	---	---	556,554
Net release of net wealth tax reserve	---	(525,000)	525,000
Net wealth tax reserve	---	175,000	(175,000)
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated 16 June 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax ("NWT") as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on 25 July 2016 a circular I.Fort n° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax ("CIT") for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2017, the non-distributable reserve amounted EUR 615,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2011 to 2016 (31 March 2016: EUR 965,000).

As per Annual General Meeting held on June 14, 2016, the 2010 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 365,000 while the 2015 net wealth tax was decreased by EUR 160,000 and a net wealth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2016.

Note 5 – Taxes

The Company benefits from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year.

Note 6 – Creditors

As at March 31, 2017 and 2016, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at 31 March 2017 and 2016, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Management fees	1,587,246	1,790,911
Risk Management fees	87,500	50,516
Other fees	29,502	---
Other external charges	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

As at 31 March 2017, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 103,187 (March 31, 2016: EUR 117,000), overseas regulation fees for EUR 48,138 (March 31, 2016: EUR 95,695), audit fees for EUR 30,701 (March 31, 2016: EUR 29,550), legal fees for EUR 21,629 (March 31, 2016: EUR 4,236) and other charges for EUR 48,312 (EUR 76,548).

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2016 and March 31, 2017, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2017 and March 31, 2016. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2017 and 2016 is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2017</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	---
acquisitions during the year	4,000,567
disposals during the year	---
	<hr/>
at the end of the year	4,000,567
	<hr/>
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Reversal of value adjustments for the year	---
	<hr/>
at the end of the year	4,000,567
	<hr/>
Net value at the end of the year	4,000,567
	<hr/> <hr/>
Market value at the end of the year	4,000,567
	<hr/> <hr/>

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet.

Such assets amount to approximately EUR 11,871 million as at March 31, 2017 (2016: EUR 12,536 million).

中間財務書類

- a . 管理会社の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . 日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2018年2月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.28円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2017年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2017年9月30日		2016年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有される投資	10	6,001,091	787,823	0	0
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		275,686	36,192	4,305,953	565,286
銀行預金および手元現金	9	2,869,618	376,723	4,381,455	575,197
		3,145,304	412,916	8,687,408	1,140,483
前払費用		20,614	2,706	25,625	3,364
資産合計		9,167,009	1,203,445	8,713,033	1,143,847
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	49,230	375,000	49,230
準備金		767,500	100,757	652,500	85,660
1. 法定準備金	4	37,500	4,923	37,500	4,923
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	4				
b) その他配当不可能準備金		730,000	95,834	615,000	80,737
繰越損益	4	7,343,211	964,017	6,961,171	913,863
当期損益		104,647	13,738	227,863	29,914
		8,590,358	1,127,742	8,216,534	1,078,667
引当金					
納税引当金	5	342,793	45,002	290,169	38,093
		342,793	45,002	290,169	38,093
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	188,094	24,693	180,546	23,702
その他債務					

a) 税務当局	8,403	1,103	8,669	1,138
b) 社会保障当局	37,361	4,905	17,115	2,247
	<u>233,858</u>	<u>30,701</u>	<u>206,330</u>	<u>27,087</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,167,009</u>	<u>1,203,445</u>	<u>8,713,033</u>	<u>1,143,847</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2017年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2017年9月30日		2016年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1から5.総損益	7、9	612,943	80,467	738,589	96,962
6.人件費		(428,250)	(56,221)	(419,189)	(55,031)
a)給与および賃金	8	(391,548)	(51,402)	(382,818)	(50,256)
b)社会保障費	8	(36,702)	(4,818)	(36,371)	(4,775)
)年金関連		(22,366)	(2,936)	(22,227)	(2,918)
)その他社会保障費		(14,336)	(1,882)	(14,144)	(1,857)
8.その他営業費用		(17,524)	(2,301)	(12,500)	(1,641)
10.固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b)その他収益		(3,607)	(474)	1,999	262
11.その他未収利息および類似収益					
a)関連事業から派生する金額		66	9		
b)その他利息および類似収益		42,209	5,541	16,659	2,187
14.未払利息および類似費用					
a)関連事業に関する金額	9	(8,109)	(1,065)	(3,513)	(461)
b)その他利息および類似費用		(52,580)	(6,903)	(19,485)	(2,558)
15.損益に係る税金	5	(38,235)	(5,019)	(74,429)	(9,771)
16.税引後損益		106,913	14,036	228,131	29,949
17.1から16に表示されないその他税金		(2,266)	(297)	(268)	(35)
18.当期利益		104,647	13,738	227,863	29,914

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
中間財務書類に対する注記
2017年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

前期の組替再表示

2016年9月30日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために組替再表示されている。組替再表示は当期利益に影響しない。

注3 - 払込済資本金

2017年9月30日および2016年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171
前期の損益			497,040
富裕税準備金の純取崩し		(85,000)	85,000
富裕税準備金		200,000	(200,000)
2017年9月30日現在残高	37,500	730,000	7,343,211

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税(「NWT」)の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、NWT最低額(前年度の法人所得税(「CIT」)控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースのNWTと比較することにより、会社が所定の年度におけるNWTを軽減できる旨を定めた通達(circular I. Fort n 51)(「通達」)を2016年7月25日に公表した。NWTとして、会社は、前述の金額(控除後のNWT最低額)または連結納税ベースのNWTのうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2017年3月31日現在、配当不可能準備金は合計615,000ユーロ(2016年3月31日:965,000ユーロ)であり、これは、2011年から2016年までの間に富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2017年6月13日に行われた年次総会により、2011年の富裕税準備金の全額である85,000ユーロが取り崩され、2017年度の富裕税準備金として200,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、ルクセンブルグの法人税制に従って所得税を課されている。

注6 - 債務

2017年9月30日および2016年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総損益

2017年9月30日および2016年9月30日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2017年9月30日 (ユーロ)	2016年9月30日 (ユーロ)
管理報酬	668,053	795,018
リスク管理報酬	33,750	58,127
その他報酬	14,500	
その他対外費用	(103,360)	(114,556)
	<u>612,943</u>	<u>738,589</u>

2017年9月30日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬52,975ユーロ(2016年9月30日:58,500ユーロ)、海外規制費用8,583ユーロ(2016年9月30日:22,478ユーロ)、監査報酬15,762ユーロ(2016年9月30日:15,000ユーロ)およびその他費用26,040ユーロ(2016年9月30日:18,578ユーロ)により構成されている。

注8 - スタッフ

2017年9月30日および2016年9月30日に終了した期間において、当社は6名を雇用していた。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2017年9月30日および2016年9月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「銀行」との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。当期の対象である半年で52,975ユーロ(付加価値税を含む。)(2016年9月30日:58,500ユーロ)が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 金融資産

固定資産として保有される投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有される投資の増減の概要は、以下のとおりである。

	2017年9月30日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	4,000,567
期中取得額	9,001,432
期中処分額	(7,000,712)
期末現在	<u>6,001,287</u>
評価調整	
期首現在	0
期中評価調整繰戻額	0
期末現在	<u>(196)</u>
期末現在市場価格	<u><u>6,001,091</u></u>

[次へ](#)

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行(売出)価額の総額

<訂正前>

Aコース証券100億米ドル(約1兆1,316億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆1,316億円)、Cコース証券100億豪ドル(約8,695億円)、Dコース証券100億豪ドル(約8,695億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,176億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,176億円)、Gコース証券100億NZドル(約7,759億円)およびHコース証券100億NZドル(約7,759億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2017年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.16円、1豪ドル=86.95円、1ユーロ=131.76円、1NZドル=77.59円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

<訂正後>

Aコース証券100億米ドル(約1兆737億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆737億円)、Cコース証券100億豪ドル(約8,366億円)、Dコース証券100億豪ドル(約8,366億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,128億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,128億円)、Gコース証券100億NZドル(約7,767億円)およびHコース証券100億NZドル(約7,767億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.37円、1豪ドル=83.66円、1ユーロ=131.28円、1NZドル=77.67円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要

< 訂正前 >

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,941万円）で、2017年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約329万円）で記名式株式15株を発行済です。
-------	--

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

資本金の額	払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,923万円）で、2018年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約328万円）で記名式株式15株を発行済です。
-------	---

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、本書日付現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

税制

投資家は、特に、証券の売却代金や利子配当の受け取り代金に、当局により源泉徴収課税を含め、税金、課徴金、公課あるいは他の手数料や費用が課されるかもしれない市場があることにご注意ください。現在の法解釈や実務の理解が変わり、また、法律が遡及的に改正される可能性もあります。したがって、そのような国では、ファンドは、2018年4月10日現在あるいは投資がなされ、評価されあるいは売却された時点では予測できなかった追徴課税を課されることがあります。

（後略）

参考情報

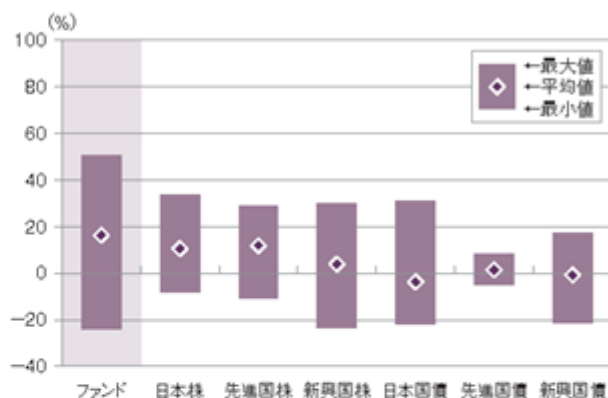
<訂正前>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

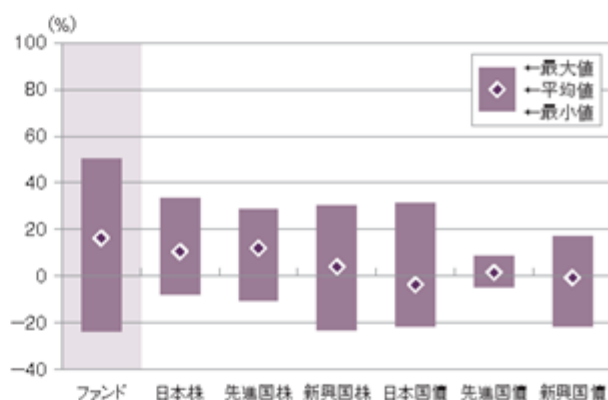


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.36	33.59	28.72	29.94	31.21	8.42	17.06
最小値(%)	-23.73	-8.04	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	16.32	10.50	11.90	3.95	-3.67	1.51	-0.73

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.23	33.59	28.72	29.94	31.21	8.42	17.06
最小値(%)	-23.73	-8.04	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	16.30	10.50	11.90	3.95	-3.67	1.51	-0.73

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

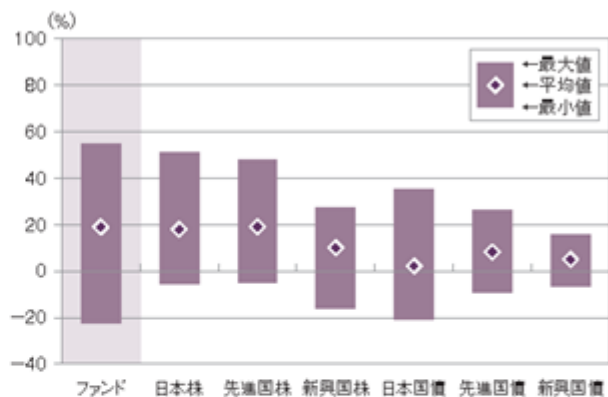
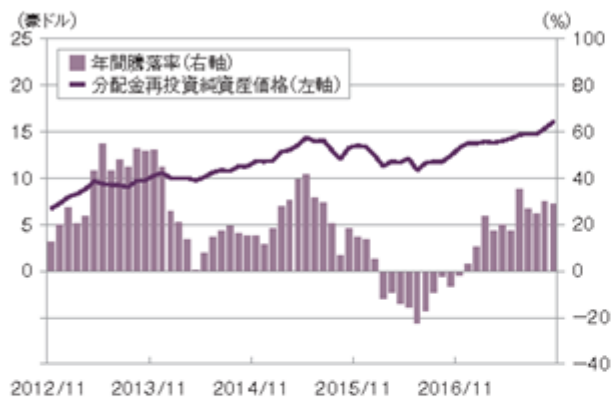
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

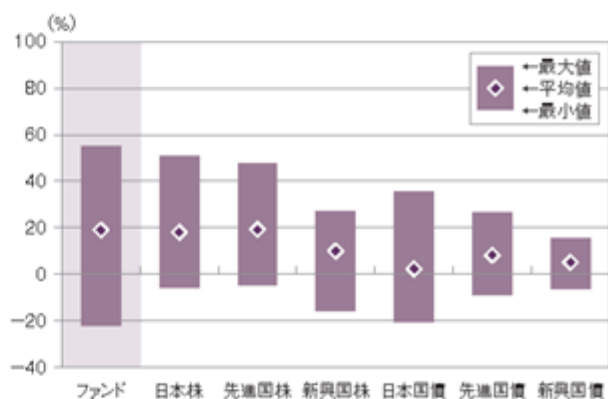
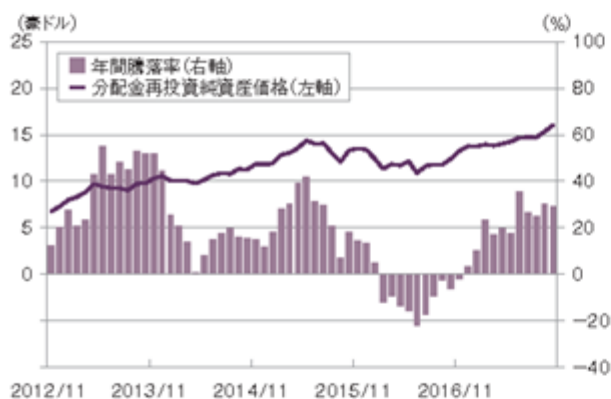
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cコース



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	54.82	50.98	47.81	27.06	35.37	26.30	15.56
最小値(%)	-22.34	-5.50	-4.74	-15.75	-20.66	-9.00	-6.32
平均値(%)	19.01	18.01	19.19	10.01	2.23	8.20	5.08

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	54.84	50.98	47.81	27.06	35.37	26.30	15.56
最小値(%)	-22.33	-5.50	-4.74	-15.75	-20.66	-9.00	-6.32
平均値(%)	18.99	18.01	19.19	10.01	2.23	8.20	5.08

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

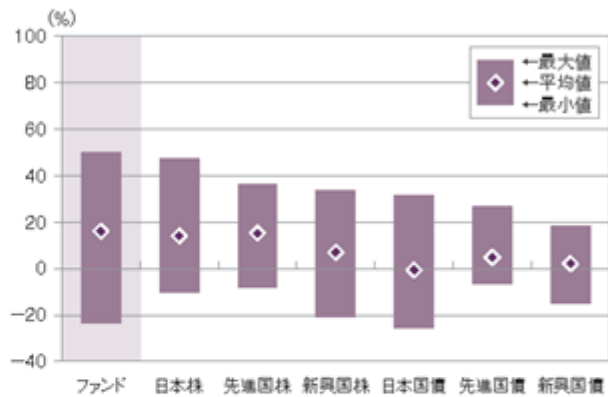
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイブ

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

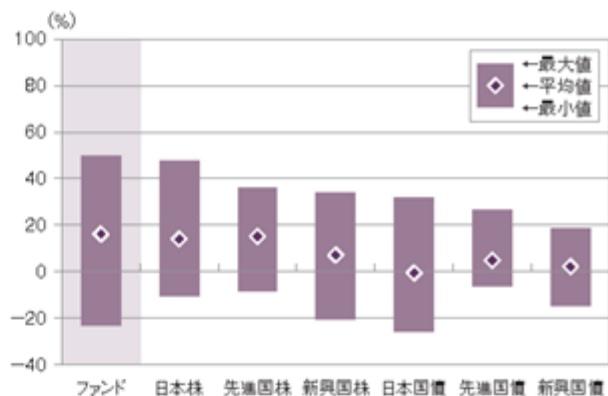
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Eコース



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.84	47.44	36.14	33.84	31.53	26.65	18.54
最小値(%)	-23.29	-10.32	-8.13	-20.64	-25.68	-6.31	-14.94
平均値(%)	16.13	14.06	15.23	7.06	-0.59	4.81	2.16

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.68	47.44	36.14	33.84	31.53	26.65	18.54
最小値(%)	-23.39	-10.32	-8.13	-20.64	-25.68	-6.31	-14.94
平均値(%)	16.12	14.06	15.23	7.06	-0.59	4.81	2.16

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

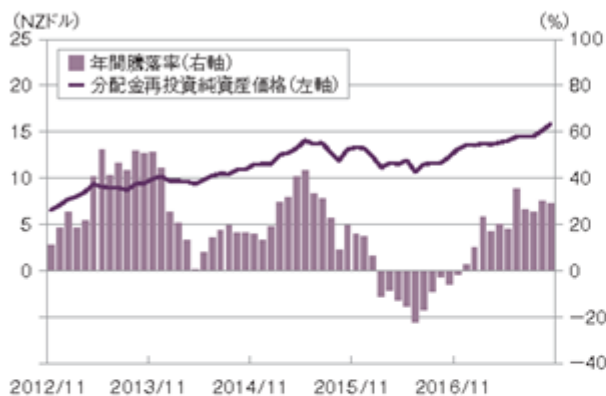
先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

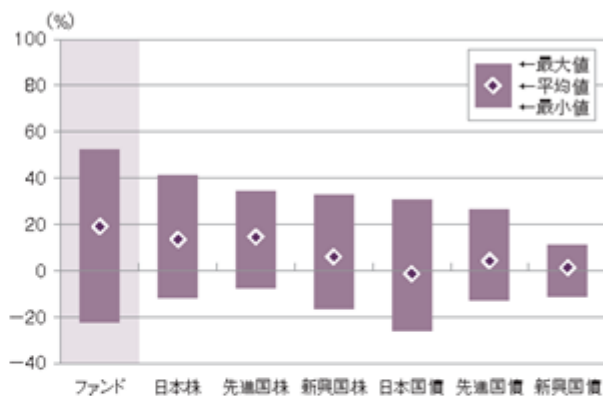
※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Gコース

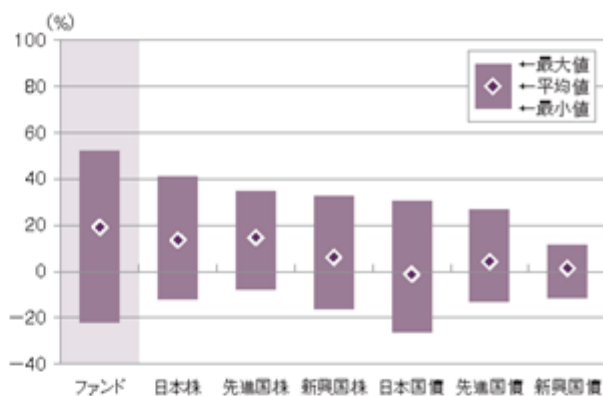
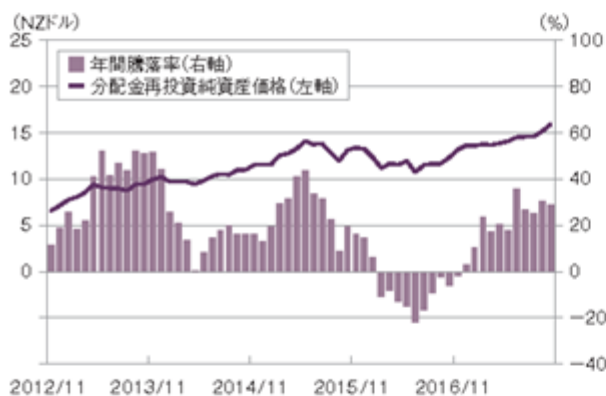


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.53	41.00	34.42	32.53	30.61	26.55	11.29
最小値(%)	-22.00	-11.62	-7.47	-16.16	-26.10	-12.87	-11.33
平均値(%)	19.15	13.60	14.66	6.11	-1.23	4.32	1.38

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.22	41.00	34.42	32.53	30.61	26.55	11.29
最小値(%)	-22.03	-11.62	-7.47	-16.16	-26.10	-12.87	-11.33
平均値(%)	19.14	13.60	14.66	6.11	-1.23	4.32	1.38

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

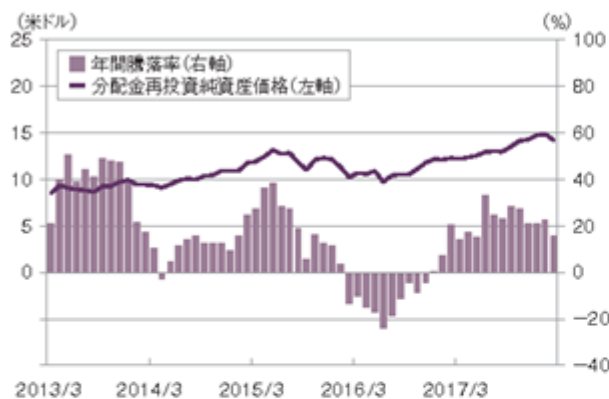
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

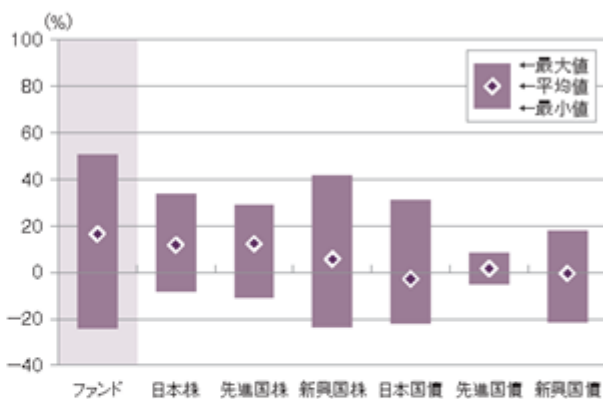
<訂正後>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Aコース

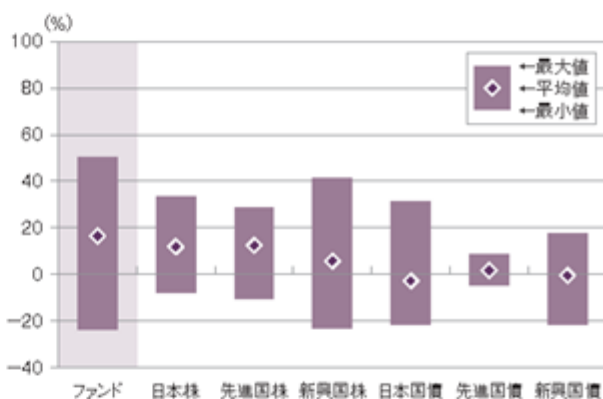
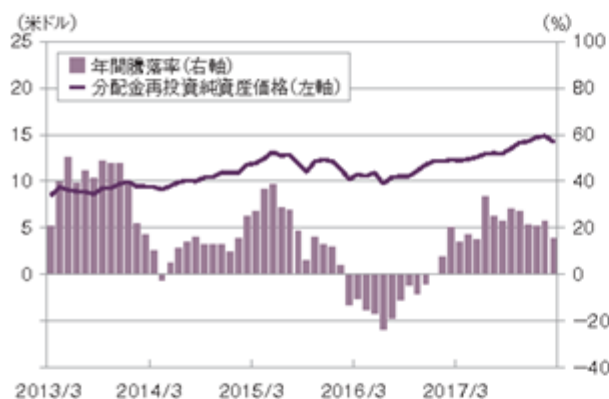


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Aコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.36	33.59	28.72	41.49	31.21	8.42	17.72
最小値(%)	-23.73	-8.04	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	16.51	11.85	12.39	5.69	-2.80	1.66	-0.44

Bコース



	Bコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	50.23	33.59	28.72	41.49	31.21	8.42	17.72
最小値(%)	-23.73	-8.04	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	16.49	11.85	12.39	5.69	-2.80	1.66	-0.44

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

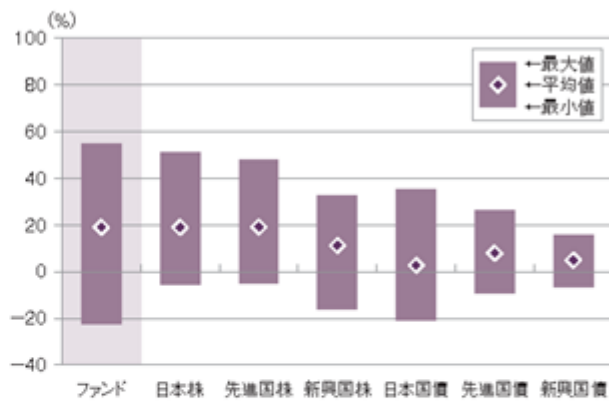
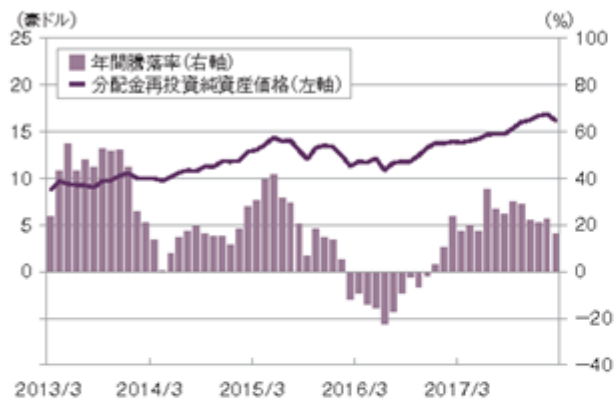
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

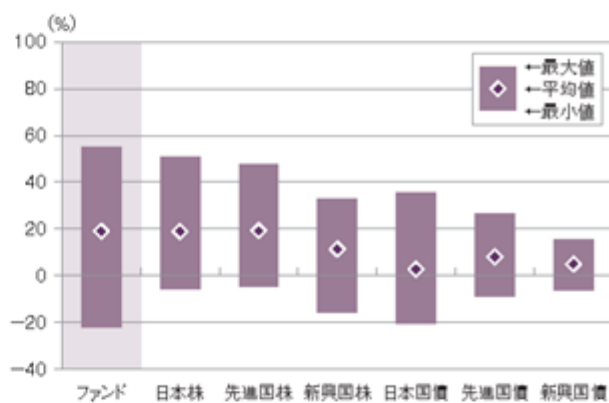
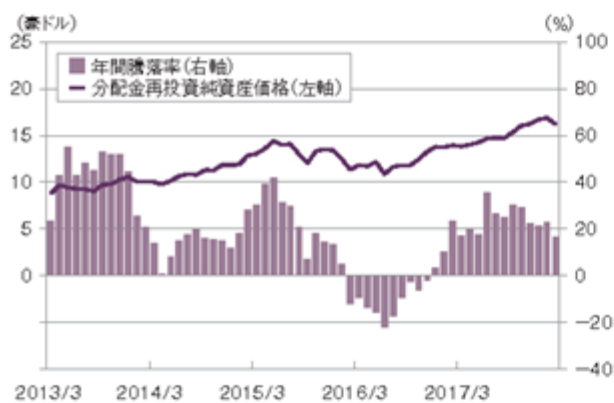
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Cコース



	Cコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	54.82	50.98	47.81	32.65	35.37	26.30	15.56
最小値(%)	-22.34	-5.50	-4.74	-15.75	-20.66	-9.00	-6.32
平均値(%)	19.04	18.92	19.22	11.28	2.72	7.96	4.95

Dコース



	Dコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	54.84	50.98	47.81	32.65	35.37	26.30	15.56
最小値(%)	-22.33	-5.50	-4.74	-15.75	-20.66	-9.00	-6.32
平均値(%)	19.02	18.92	19.22	11.28	2.72	7.96	4.95

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

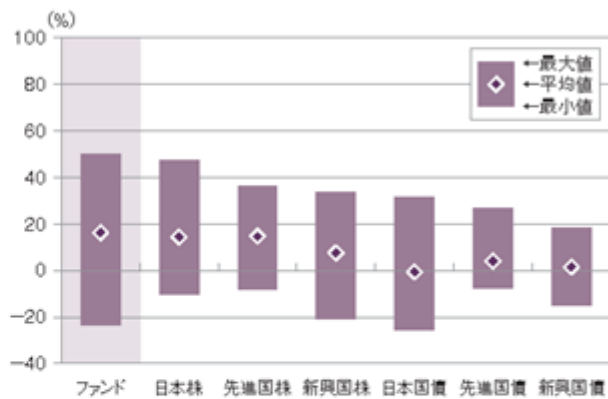
※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

Eコース

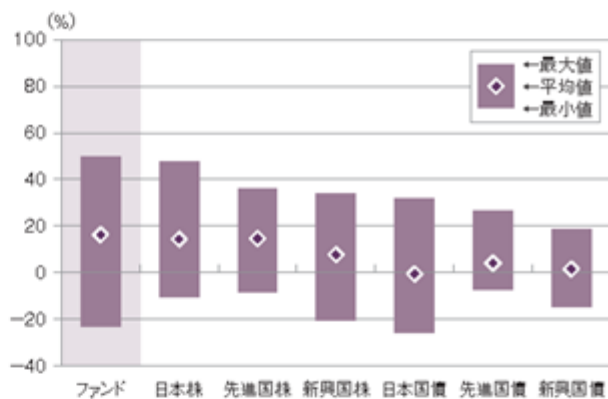
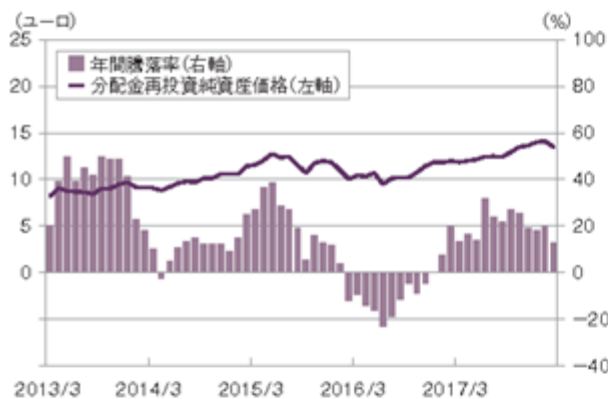


ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	Eコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.84	47.44	36.14	33.84	31.53	26.65	18.54
最小値(%)	-23.29	-10.32	-8.13	-20.64	-25.68	-7.48	-14.94
平均値(%)	16.25	14.37	14.70	7.67	-0.59	4.07	1.49

Fコース



	Fコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	49.68	47.44	36.14	33.84	31.53	26.65	18.54
最小値(%)	-23.39	-10.32	-8.13	-20.64	-25.68	-7.48	-14.94
平均値(%)	16.24	14.37	14.70	7.67	-0.59	4.07	1.49

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(ユーロベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(ユーロベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(ユーロベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(ユーロベース)

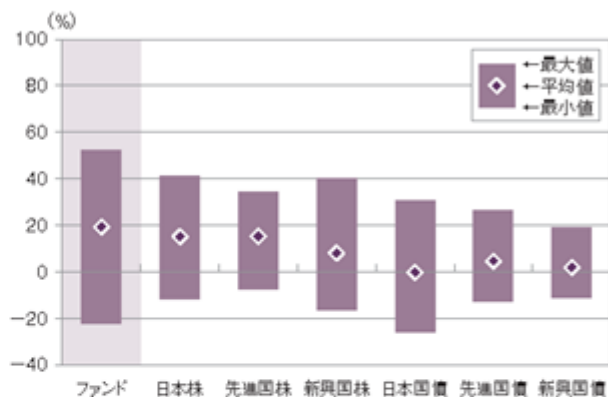
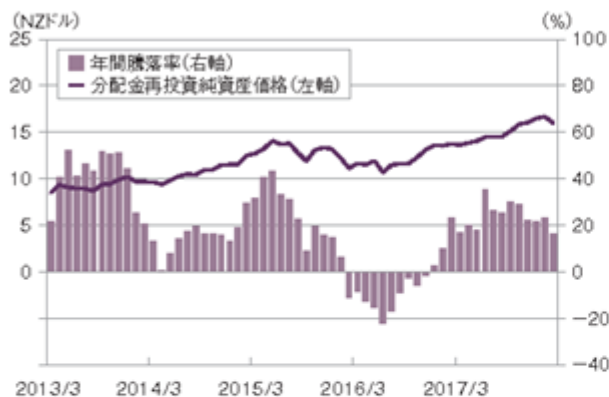
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(ユーロベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートによりユーロ換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

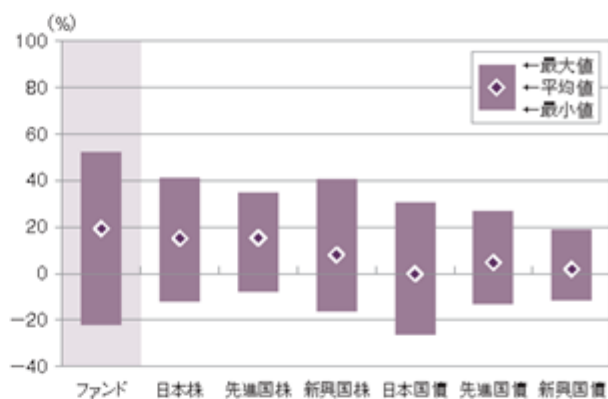
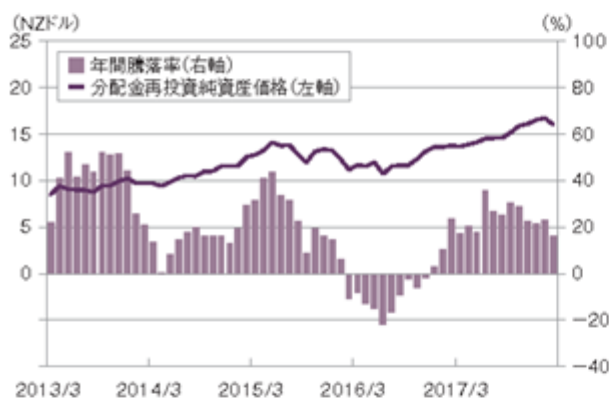
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Gコース



	Gコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.53	41.00	34.42	40.17	30.61	26.55	18.82
最小値(%)	-22.00	-11.62	-7.47	-16.16	-26.10	-12.87	-11.33
平均値(%)	19.31	15.16	15.36	8.07	-0.19	4.67	1.89

Hコース



	Hコース	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	52.22	41.00	34.42	40.17	30.61	26.55	18.82
最小値(%)	-22.03	-11.62	-7.47	-16.16	-26.10	-12.87	-11.33
平均値(%)	19.30	15.16	15.36	8.07	-0.19	4.67	1.89

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(2) 会社の機構

<訂正前>

(前略)

さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名およびジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年7月12日法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員(以下「業務執行役員」といいます。)を任命します。

(後略)

<訂正後>

(前略)

さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名およびジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2010年12月17日法第102条第1項(c)および2013年7月12日法第7条第1項(c)の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員(以下「業務執行役員」といいます。)を任命します。

(後略)

第3 投資信託制度の概要

< 訂正前 >

(2016年10月付)

・ 定義

(中略)

K I I D 通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年12月17日法第159条に言及される主要投資家情報文書

(中略)

パート ファンド (特にUCITS 通達をルクセンブルグ法において導入する) 2010年12月17日法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。

パート ファンド 2010年12月17日法パート に基づく投資信託
R A I F リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

(中略)

・ 投資信託に関する法令の歴史の概要

(中略)

2016年5月12日、UCITS 通達を、2010年12月17日法および2013年7月12日法を改正するルクセンブルグ法に法制化した2016年5月10日付ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に効力を発生した。

UCITS 通達において重点が置かれているのは以下の3点である。

- 保管受託銀行制度の見直し
- 報酬規則の導入
- 行政的制裁の調整

・ ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

(中略)

3.1.3. 2010年12月17日法に基づくFCPの保管受託銀行

(中略)

B. 保管受託銀行は、パート FCPおよびパート FCPに関して以下の業務を行わなければならない。

(中略)

3.2.2. 2010年12月17日法に基づくSICAVの保管受託銀行

(中略)

B. パート SICAVおよびパート SICAVに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

(中略)

4.2.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

(中略)

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

(中略)

4.2.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32-1条)

(中略)

・ 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのUCITS

(中略)

4.1.2. 投資家に提供すべき情報

2010年12月17日法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年12月17日法第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。それは比較可能な共通の様式で記載され、個人投資家が容易に理解できる方法で表示されるものとする。

2010年12月17日法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供しよう要求する場合はこの限りではない。

さらに、目論見書ならびに直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、それぞれ4か月以内および2か月以内に公表されなければならない。

(中略)

4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

(中略)

() 財務報告書の提出

(中略)

I M L 通達97 / 136 (C S S F 通達08 / 348により改正済) に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

(中略)

・ 2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

(中略)

1.5. 保管受託銀行

2013年7月12日法は、A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当する、新たなA I F 向け保管受託銀行制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年7月12日法は、2013年7月12日法の規定の範囲内に完全には該当しないS I F については従前の保管受託銀行制度を維持している。

(中略)

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

(中略)

- パート ファンドは、2010年12月17日法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するU C I が、通達2009 / 65 / E C に従うU C I T Sではない旨の明確な記述を含まなければならない。

(中略)

A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当し、2013年7月12日法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されているかまたは内部運用A I F Mとして適格性を有する(下記を参照のこと。)のパート ファンドについては、2010年12月17日法および2013年7月12日法により投資家に対する追加開示が義務づけられている。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

(中略)

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

(中略)

() 財務報告書の提出

(中略)

I M L 通達97 / 136 (C S S F 通達08 / 348により改正済) に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

(中略)

2.1.5. 保管受託銀行

パート ファンドに関しては、3項「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」に詳述される保管受託銀行制度が適用される。

(中略)

2.2.1. 一般規定とその範囲

(中略)

S I F 制度に従うためには、当該投資ヴィークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもS I F 制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

(中略)

2.2.4.2. 投資家に提供すべき情報

募集書類および最新の公表済み年次報告書は、要請に基づき無償で応募者に提供される。ただし、2007年2月13日法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。

募集書類には、投資家が自己に提案があった投資(特に当該投資に関するリスク)について情報に基づく判断ができるようにするために必要な情報を含めなければならない。

募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的部分は、追加証券またはパートナーシップ持分が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。募集書類の変更は、C S S F の承認を条件とする。

2.2.5. ルクセンブルグのS I F に対する追加的要件

(中略)

() 財務状況の報告および監査

(中略)

U C I T S およびパート ファンドにつき、1915年法第73条第2項の特例により、S I C A V は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資主が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

(中略)

() 財務報告書の提出

2007年2月13日法第56条は、S I F は募集書類およびその変更ならびに年次報告書をC S S F 宛に送付しなければならない旨を規定する。

(後略)

<訂正後>

(2018年3月付)

・定義

(中略)

<u>K I D</u> または <u>P R I I P s K I D</u>	規則1286 / 2014に言及される重要情報文書
<u>K I I D</u> または <u>U C I T S K I I D</u>	通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年12月17日法第159条に言及される重要投資家情報文書

(中略)

<u>非個人投資家向け パート ファンド パート ファンド</u>	<u>発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の 販売が認められていないパート ファンド</u> (特にU C I T S 通達をルクセンブルグ法において導入する) 2010年12月17日法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に 「U C I T S」と称する。
<u>パート ファンド P R I I P s</u>	2010年12月17日法パート に基づく投資信託 <u>P R I I P s 規則の意味の範囲内でのパッケージ型個人投資家向け保険ベース投資金融商 品</u>
<u>P R I I P s 規則または 規則1286 / 2014 R A I F</u>	<u>パッケージ型個人投資家向け保険ベース投資金融商品 (P R I I P s) を対象とした重要 情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則 (E U) 1286 / 2014 リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第 1条の意味の範囲内でのリザーブド・オルタナティブ投資ファンド</u>
<u>個人投資家向け パート ファンド</u>	<u>発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券 / 投資口の 販売が認められているパート ファンド</u>

(中略)

．投資信託に関する法令の歴史の概要

(中略)

2016年5月12日、U C I T S 通達を、2010年12月17日法および2013年7月12日法を改正するルクセンブルグ法に法制化した2016年5月10日付ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に効力を発生した。

2010年12月17日法および2013年7月12日法は、様々なルクセンブルグ法を多くの点で変更する、いわゆる「オムニバス法」によって最終の改正が行われている。

2010年12月17日法および2013年7月12日法の改正において、認可を受けたA I F Mによって運用され、発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が認められていないパート ファンドについては、U C I T S 向けの保管受託銀行制度ではなくA I F M Dにおける保管受託銀行制度を適用する旨が規定された。

また、2010年12月17日法では、パート ファンドが () 認可を受けたA I F MまたはE U圏外のA I F Mにより運用されており、かつ () その募集用書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への投資口の販売が禁止されている場合には、当該パート ファンドは非A I F の投資構成に対して適用される、より簡易的な保管受託銀行制度(すなわち非U C I T S 向けおよび非A I F M Dにおける保管受託銀行制度)に服する旨を規定している。

．ルクセンブルグ投資信託の法制度と法的形態に関する基本構造

(中略)

3.1.3. 2010年12月17日法に基づくF C Pの保管受託銀行

(中略)

B . 保管受託銀行は、パート F C Pおよび個人投資家向けパート F C Pに関して以下の業務を行わなければならない。

(中略)

3.2.2. 2010年12月17日法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

(中略)

B. パート S I C A Vおよび個人投資家向けパート S I C A Vに関して、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

(中略)

4.2.1. 会社設立の要件(1915年法第420 - 1条)

最低1名の投資主が存在すること。公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第420 - 15条)

(中略)

4.2.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420 - 17条)

(中略)

4.2.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420 - 19条および第420 - 23条)

(中略)

. 2010年12月17日法に従うルクセンブルグのU C I T S

(中略)

4.1.2. 投資家に提供すべき情報

2010年12月17日法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年12月17日法第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された重要投資家情報文書(以下「U C I T S K I I D」という。)を公表する義務も規定している。それは比較可能な共通の様式で記載され、個人投資家が容易に理解できる方法で表示されるものとする。

2010年12月17日法は、以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および重要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- 重要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

重要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供しよう要求する場合はこの限りではない。

さらに、目論見書ならびに直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および重要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、それぞれ4か月以内および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s 規則に基づき、EU圏内で個人投資家に対していわゆる「P R I I P s」に係る助言、募集または販売を行う者および事業者は、かかる個人投資家がP R I I P sへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対して規則1286/2014に言及される重要情報文書(以下「P R I I P s K I I D」という。)を交付することを義務付けられている。「P R I I P s」とは、パッケージ型個人投資家向け保険ベース投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日より適用される。UCITS 管理会社、自己管理型UCITS 投資法人およびUCITSに係る助言または販売を行う者に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。

PRIIPs規則の目的は() PRIIPs KID (最大でA4サイズ3ページ)を通じて、統一かつ標準的な情報の入手を確保することにより個人投資家の保護を強化すること、ならびに() PRIIPs市場へのすべての参加者(PRIIPsの組成、助言および販売を行う者)に対して、透明性に係る統一な規則をEUレベルで課すことである。

PRIIPsの概念には、すべての種類の投資信託(クローズド・エンド型であるかオープン・エンド型であるかを問わず、UCITSを含む。)、仕組商品(原資産の形態を問わず、仕組預金を含む。)ならびに保険ベース投資商品(変額保険および配当付保険を含む。)が含まれている。損害保険商品、仕組預金以外の預金、雇用主からの出資が義務付けられている個人年金商品等の少数の投資商品のみが除外されている。

UCITSの受益証券/投資口の販売に係る広告には、目論見書(および該当する場合にはUCITS KIIDまたはPRIIPs KID)が入手可能であることへの言及ならびにそれらを入手可能な場所の表示がされていなければならない。

(中略)

4.2. ルクセンブルグにおけるUCITSに適用される追加的要件

(中略)

() 財務報告書の提出

(中略)

I ML 通達97 / 136 (C S S F 通達08 / 348により改正済) およびC S S F 通達15 / 627に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(中略)

・ 2013年7月12日法に服するオルタナティブ投資ファンド

(中略)

1.5. 保管受託銀行

2013年7月12日法は、A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当する、A I F (非個人投資家向けパート ファンドを含む。)向けの新たな保管受託銀行制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年7月12日法は、2013年7月12日法の規定の範囲内に完全には該当しないS I Fについては従前の保管受託銀行制度を維持している。

(中略)

2.1.4.2. 投資家に提供すべき情報

(中略)

- パート ファンドは、2010年12月17日法に規定する範囲内において、重要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、重要投資家情報を作成するUCIが、通達2009 / 65 / E Cに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

(中略)

A I F M Dに規定される範囲内に完全に該当し、2013年7月12日法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されているかまたは内部運用A I F Mとして適格性を有する(下記を参照のこと。)のパート ファンドについては、2010年12月17日法および2013年7月12日法により投資家に対する追加開示が義務づけられている。

.4.1.2項に詳述されるとおり、2018年1月1日(または後述の移行期間終了後)より、EU圏内で個人投資家に対していわゆる「P R I I P s」に係る助言、募集または販売を行う者および事業体は、かかる個人投資家がP R I I P sへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対してP R I I P s K I Dを交付することを義務付けられている。

P R I I P s規則は、2018年1月1日より適用される。U C I T S管理会社、自己管理型U C I T S投資法人およびU C I T Sに係る助言または販売を行う者に対して、2019年12月31日までの移行期間が設けられた。2018年1月1日より前からU C I T S K I Dを発行しているパート ファンドも、かかる既得権期間を利用することができる。

パート ファンドの受益証券/投資口の販売に係る広告には、目論見書(および該当する場合にはU C I T S K I DまたはP R I I P s K I D)が入手可能であることへの言及ならびにそれらを入手可能な場所の表示がされていなければならない。

2.1.4.3. ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的要件

(中略)

() 財務状況の報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の特例により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

(中略)

() 財務報告書の提出

(中略)

I M L通達97 / 136 (C S S F通達08 / 348により改正済) およびC S S F通達15 / 627に従い、2010年12月17日法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(中略)

2.1.5. 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、単独の保管受託銀行に保管を委託しなければならない。かかるパート ファンドの発行関連書類においてルクセンブルグ領域内における個人投資家への受益証券/投資口の販売が認められているか否かにより、異なる保管受託銀行制度が適用される。

個人投資家向けパート ファンドに関しては、.3項「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」に詳述されるU C I T S向けの保管受託銀行制度が適用される。

非個人投資家向けパート ファンドに関しては、.1.5項に詳述されるA I F M Dにおける保管受託銀行制度が適用される。

(中略)

2.2.1. 一般規定とその範囲

(中略)

S I F制度に従うためには、当該投資ヴィークルの設立文書(規約または約款)または募集用書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ヴィークル

が、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ウィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

(中略)

2.2.4.2. 投資家に提供すべき情報

募集用書類および最新の公表済み年次報告書は、要請に基づき無償で応募者に提供される。ただし、2007年2月13日法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。

募集用書類には、投資家が自己に提案があった投資(特に当該投資に関するリスク)について情報に基づく判断ができるようにするために必要な情報を含めなければならない。

募集用書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的部分は、追加証券またはパートナーシップ持分が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。募集用書類の変更は、CS SFの承認を条件とする。

2018年1月1日より、個人投資家に対する助言、募集または販売が行われるSIFは、かかる個人投資家が当該SIFへの投資を行う前に、かかる個人投資家に対してPRIIPs KIDを交付する必要がある。ただし、当該SIFが2018年1月1日より前からUCITS KIDを発行していることにより、上記4.1.2項に言及される既得権期間を利用可能な場合を除く。個人投資家に対する助言、募集または販売が行われないSIFは、PRIIPs規則の適用範囲に該当しない。

2.2.5. ルクセンブルグのSIFに対する追加的要件

(中略)

() 財務状況の報告および監査

(中略)

UCITSおよびパート ファンドにつき、1915年法第461 - 6条第2項の特例により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録投資主に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資主に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資主が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

(中略)

() 財務報告書の提出

2007年2月13日法第56条は、SIFは募集用書類およびその変更ならびに年次報告書をCS SF宛に送付しなければならない旨を規定する。

(後略)